

水工学論文集の編集に関する提案

1. 土木学会論文集の一部となることから、土木学会論文集と同様の査読規定、査読プロセスとする必要があるのではないのでしょうか。そうでない場合、通常の学術論文と、査読付き講演論文といった論文のカテゴリー分けを土木学会論文集の規定に明記し、それに従って査読、掲載することが必要なのではないのでしょうか。ひとつの論文集で、同じ論文という名前で、ダブルスタンダードどころか、別の査読プロセスがある、というのはコンプライアンス上問題となると思います。
2. さらに、以下のような講演のあり方も検討してはいかがでしょうか。
 - (ア) 毎年、11月30日時点で過去2年以内に土木学会論文集第II部門に掲載された、あるいは受理された論文(さらにはノートや査読付き講演論文など)の著者に対して、水工学講演会での講演を希望するかどうかの問い合わせを行う。
 - (イ) 12月半ばをめどに著者からの返信の締め切りを設ける。
 - (ウ) 12月末に講演希望者に応じてセッション、プログラムを編成する。

メリットとしては、講演会様の論文集を別途作成する必要がなくなります。また、これまでの水工学論文集の編集作業の様にあわだしく査読をする必要がなくなるので、必要に応じて複数回のやり取りの中で論文の質を高めることも期待されます。また、従来よりは講演数が減る場合、1人あたりの講演、質疑の時間を長くすることが可能となり、年次講演会との差別化も図れ、日程を短くすることができれば、学会参加に対する負担を減らすことにもなると思います。